

公 売 財 産

売却区分 番号	財産名 名称、数量、性質及び所在	公売保証金	見積価額 (最低公売価額)
1-3	<p>【土地】</p> <p>不動産番号 2600005042369 所在 岡山市北区御津野々口字馬場西 地番 525番1 地目 宅地 地積 355.94㎡</p> <p>不動産番号 2600005042371 所在 岡山市北区御津野々口字馬場西 地番 525番3 地目 宅地 地積 565.11㎡</p> <p>【建物】</p> <p>不動産番号 2600005069085 所在 岡山市北区御津野々口字馬場西 525番地3、525番地1 家屋番号 525番3 種類 居宅 構造 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根 2階建 床面積 1階 87.65㎡ 2階 36.40㎡</p>	1,200,000円	12,000,000円

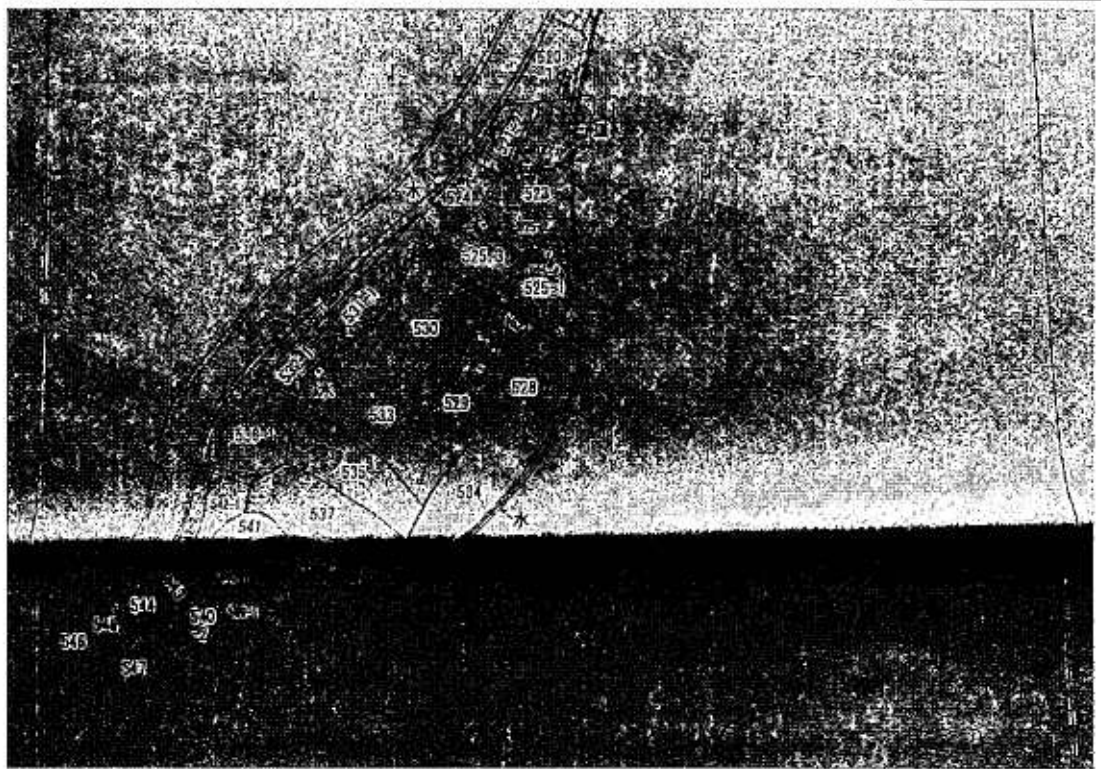


売却区分番号	1-3
--------	-----

位置図



見取り図



売却区分番号

1-3

写真



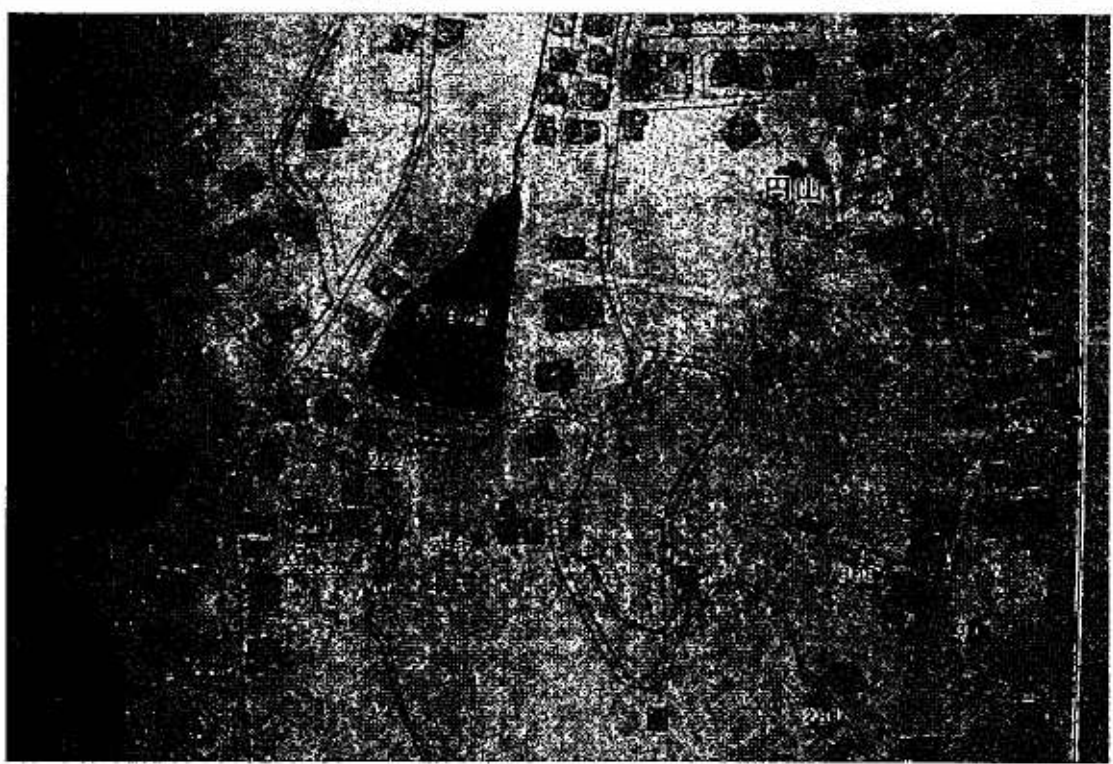
公 売 財 産

売却区分 番号	財産名 名称、数量、性質及び所在	公売保証金	見積価額 (最低公売価額)
1-4	<p>【土地】</p> <p>不動産番号 2600000189536 所在 岡山市中区円山字大段 地番 383番52 地目 宅地 地積 444.28㎡</p> <p>不動産番号 2600000189537 所在 岡山市中区円山字大段 地番 383番53 地目 原野 地積 23㎡</p> <p>不動産番号 2600000189494 所在 岡山市中区円山字大段 地番 383番7 地目 原野 地積 560㎡</p> <p>【建物】</p> <p>不動産番号 2600000200681 所在 岡山市中区円山字大段 383番地7</p> <p>家屋番号 383番7 種類 居宅 構造 木造瓦葺平屋建 床面積 74.90㎡</p>	800,000円	8,000,000円

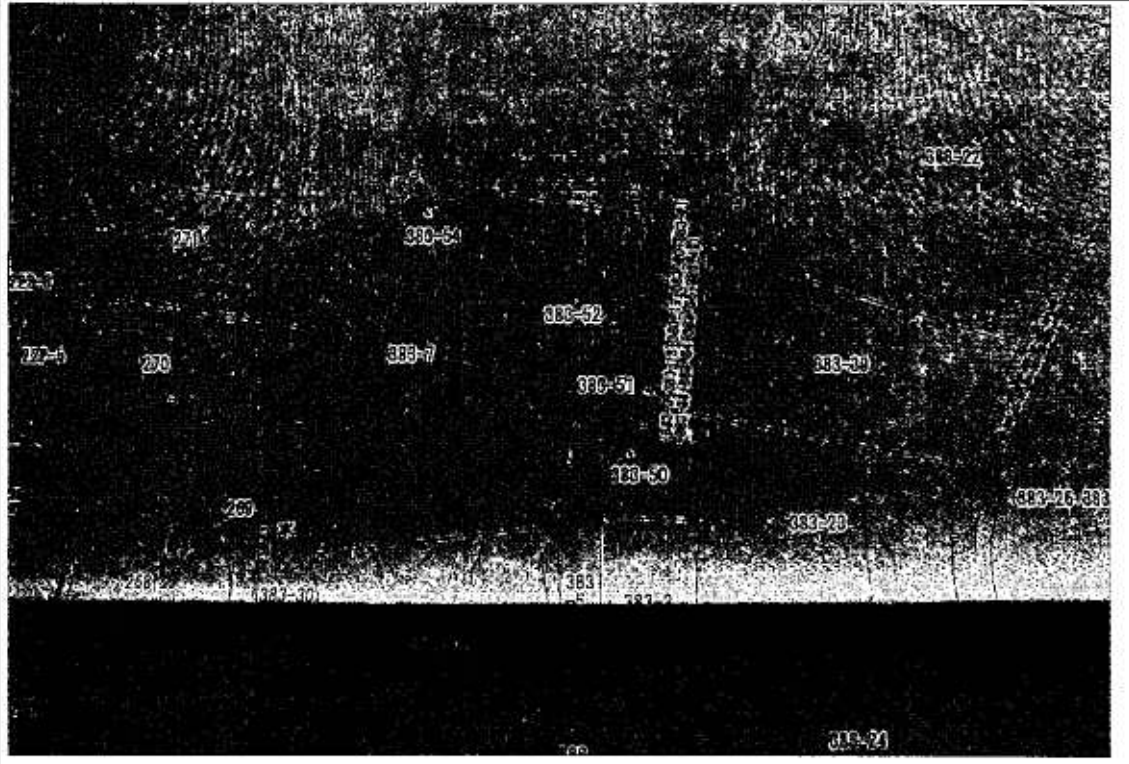


売却区分番号 1-4

位置図



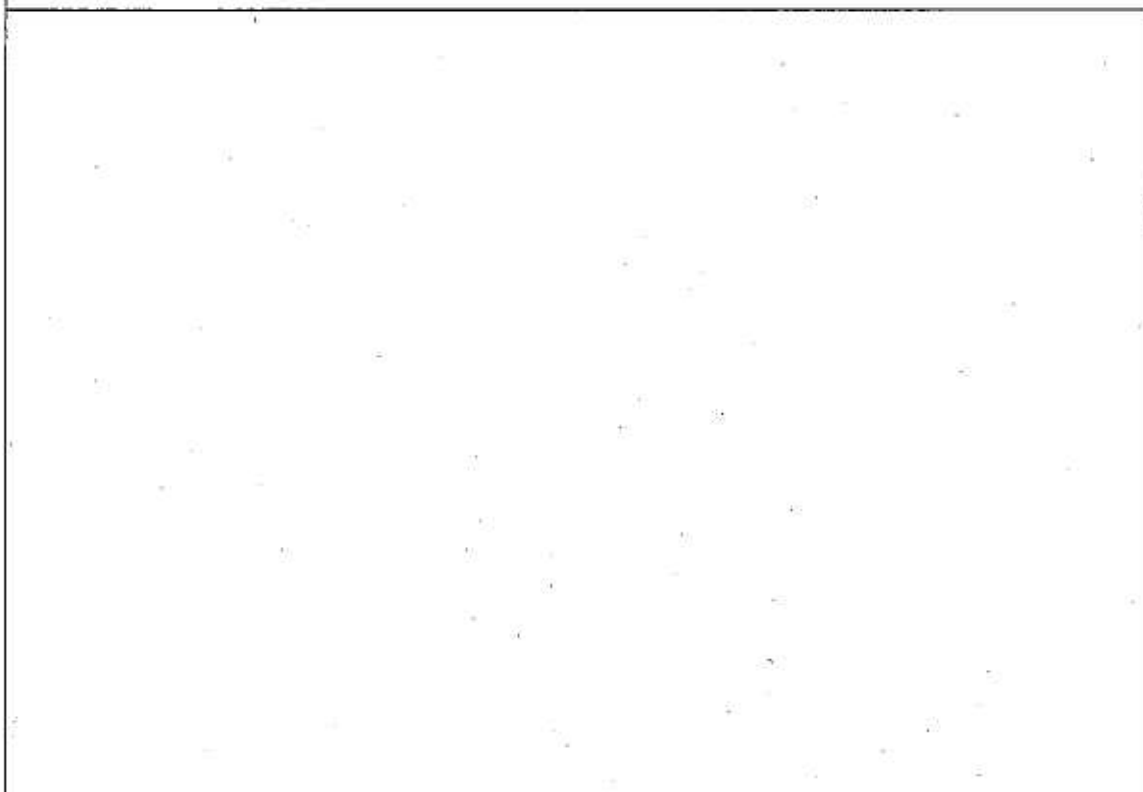
見取り図



売却区分番号

1-4

写真



公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分番号	名称、数量、性質及び所在	公売保証金(円)	見積価額(円)
1-5	マイクロコンポーネントMDシステム ビクター	-	5,000



そ の 他 公 売 条 件 等	
公売保証金の納付について	公売保証金の納付を要する公売財産は、以下のとおり納付すること。 納付期限：令和3年5月18日（火）9時50分まで 納付方法：公売の場所において現金（岡山市内銀行振出の預金小切手も可。但し振出日から起算して5日を経過していないもの、かつ呈示期間の満了まで5日以上期間のあるもの。）で納付すること。
入札書の提出方法等について	入札書の提出は、公売公告に記載した入札期間内に、公売会場内の入札箱に投入する方法とする。 なお、入札者等は上記の公売保証金を提供した後でなければ、入札をすることができない。 一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできない。 入札書の入札価額を訂正したものは無効として取り扱う。
不動産の最高価申込者の決定について	最高価申込者の決定は以下のとおり行う。 日時 令和3年5月18日 開札後即時 場所 岡山市役所分庁舎6階会議室 ※公売財産が課税財産であるか否かを問わず、公売財産の売却区分ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が、見積価額以上で、かつ最高価額である者に対して行う。
不動産の次順位買受申込者の決定について	入札価額が、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で、見積価額以上かつ最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上の入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とする。 次順位による買受けの申込みは、最高価申込者の決定後直ちに行う。 なお、次順位買受申込者が2名以上あるときは、くじで決定する。
不動産の売却決定について	売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行う。 なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行う。 売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって行う。
動産の売却決定について	日時：令和3年5月18日開札後即時 場所：岡山市役所分庁舎6階会議室
公売にあたっての一般的留意事項	1 公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿等を確認した上で公売に参加すること。 2 名称、数量等は、登記簿表示によるものであること。 3 土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議すること。 4 掲載している図面は、現況と異なる場合は、現況を優先する。 5 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、執行機関（岡山市）は、担保責任を負わない。 6 執行機関（岡山市）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は、公売財産の引渡しについて、所有者等と協議する必要がある。使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、不動産内の動産類、ゴミ等の処理などは、全て買受人の責任において行うこと。 7 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていない。 8 買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得する。ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じない。 (1) 農地等については、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届出の受理 (2) その他法令等の規定により許可又は登録を要するものは、関係機関の許可又は登録 9 売却代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負う。 10 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となる。また、権利移転手続に当たって、登記を要する場合は、買受代金の納付のほか、一定の期間内に登録免許税額に相当する印紙又は領収証書を提出すること。 11 公売を中止することがあること。
書類の提出先（担当窓口）	〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市役所 収納課 特別滞納整理係 (086) 803-1147

